佐賀県中小企業団体中央会

佐賀県中小企業団体IoT研究会規約

（目　的）

第１条　佐賀県内事業協同組合等組合並びに当該組合加入企業等によるIoTやAI、ビッグデータといった先端技術等を活用した新たなサービスや新製品等開発への展開及びその支援のため、佐賀県中小企業団中央会に「佐賀県中小企業団体IoT研究会」（以下、「佐賀県IoT研究会」という。）を設置する。

（事業等）

第２条　佐賀県IoT研究会では、次の事業等を行う。

　①IoT等先端技術に関する情報収集・発信並びに会員への提供

　②先進事例の調査・研究

　③事業化に向けた資金調達、人材確保等に関する調査・研究

　④その他前条目的達成のため必要な事業等

（構　成）

第３条　佐賀県IoT研究会は、次の団体等に所属する個人会員をもって構成する。

　①佐賀県中小企業団体中央会加盟組合

　②前号加盟組合会員企業等

　③佐賀県中小企業団体中央会事務局~~職員~~

２　佐賀県IoT研究会には、調査・研究等に関する助言等を求めるため、アドバイザーを置くことができるものとする。

（代表者）

第４条　本会に会長及び副会長を置く

２　会長を本会の代表者とする。会長が不在の時は副会長がその職務を代行する。

３　会長及び副会長は、会員の中から互選により選任することとする。

４　会長及び副会長の任期は就任より２年を経過した後に行う互選までの期間とする。

（会　費）

第５条　第２条に規定する事業等を実施する際に必要に応じ実費相当を徴収することができるものとする。

（会　議）

第６条　佐賀県IoT研究会の会議は、会長が必要に応じて随時招集し、議長となる。

（疑　義）

第７条　この規則に疑義がある場合、又は規定されない事項に関しては、第６条の会議において決定する。

　　附　則　　この規則は、平成２９年度から適用する。